

様式 1 公表されるべき事項

別添

国立大学法人熊本大学の役員報酬・給与等について

役員報酬等について

1 役員報酬についての基本方針に関する事項

平成18年度における役員報酬についての業績反映のさせ方

役員報酬については、「役員給与規則」において学長にあっては国立大学法人評価委員会が行う業績評価の結果等を勘案し、また、学長以外の常勤役員にあっては、同委員会における業績評価及び個々の役員の業務に対する貢献度等を総合的に勘案して賞与(期末特別給)を10%の範囲内で増減できることとしている。なお、平成18年度においては、役員賞与の増減は行っていない。

役員報酬基準の改定内容

法人の長	基本給について、平成18年4月1日から約6.7%の引き下げ改訂を行った。
理事	法人の長と同じ。
理事(非常勤)	基本給の算出根拠が常勤役員と異なるため、平成18年度の改訂は行わなかった。
監事	法人の長と同じ。
監事(非常勤)	理事(非常勤)と同じ。

2 役員報酬等の支給状況

役名	平成18年度年間報酬等の総額				就任・退任の状況	
	報酬(給与)	賞与	その他(内容)	就任	退任	
法人の長	千円 19,251	千円 13,704	千円 5,547	千円 0 ()		
理事 (5人)	千円 73,424	千円 49,200	千円 23,338	千円 190 (通勤手当) 696 (単身赴任手当)	4月1日2名 11月20日2名	11月19日2名
理事 (非常勤) (1人)	千円 3,600	千円 3,600	千円 0	千円 0 ()		
監事 (1人)	千円 12,992	千円 8,736	千円 3,536	千円 24 (通勤手当) 696 (単身赴任手当)		
監事 (非常勤) (1人)	千円 2,400	千円 2,400	千円 0	千円 0 ()		

3 役員の退職手当の支給状況(平成18年度中に退職手当を支給された退職者の状況)

区分	支給額(総額) 千円	法人での在職期間 年 月	退職年月日	業績助案率	摘要	
法人の長					該当者なし	
理事A	3,372 (49,973)	2 (39)	8 (8)	H18.11.19	-	国立大学法人熊本大学役員退職手当規則第8条第2項に定める役員の業績に対する退職手当増減の額は、法人の長により業績評価「1」と決定されたことにより、増額も減額もなされていない。 よって、当人の退職手当額は、同規則第8条第1項により決定された。
理事B	3,372 (49,973)	2 (38)	8 (9)	H18.11.19	-	国立大学法人熊本大学役員退職手当規則第8条第2項に定める役員の業績に対する退職手当増減の額は、法人の長により業績評価「1」と決定されたことにより、増額も減額もなされていない。 よって、当人の退職手当額は、同規則第8条第1項により決定された。
理事 (非常勤)						該当者なし
監事						該当者なし
監事 (非常勤)						該当者なし

注記:

理事A、理事Bについては、役員在職期間を役員退職手当規則に適用させて算出した金額を記載するとともに、括弧内に、役員在職期間に職員在職期間を通算した期間(「法人での在職期間」欄の括弧の期間)をもって当該役員の在職期間として算出した金額を記載した。

職員給与について

1 職員給与についての基本方針に関する事項

人件費管理の基本方針

平成16年度に策定した中長期的な人事管理計画の基本方針を踏まえ、各年度ごとの実施計画に基づく効率的な職員配置を行い適切な人員管理を行うとともに、人件費の所要額を見通した財政計画を策定することにより人件費削減を図る。

職員給与決定の基本方針

ア 給与水準の決定に際しての考慮事項とその考え方

職員の給与水準については、独立行政法人通則法の準用により「社会一般の情勢に適合したものとなるよう定めなければならない」とされ、また、閣議決定(17.9.27)においても「役職員の給与改定に当たっては、国家公務員の給与水準を十分考慮して適性な給与水準とするよう要請する」とされていることから、人事院勧告は職員の給与水準を決定するうえで最も有力な参考材料と考えている。

イ 職員の発揮した能率又は職員の勤務成績の給与への反映方法についての考え方

職員の勤務成績の判定については、職員個々の能力及び勤務成績等が適切に給与に反映するよう努めることとし、勤務成績の判定要素及び勤務成績不良者の判断基準を明確に示すことで公正、かつ、透明性の高い人事評価システムを構築することとしている。

(能率、勤務成績が反映される給与の内容)

給与種目	制度の内容
給与:昇給	従前の特別昇給と普通昇給を統合し、平成18年度においては、平成18年4月1日から平成18年12月31日までの勤務成績に応じて、0～5号給(55歳以上の者は0～2号給)の範囲内で昇給させることができるものとした。
給与:昇格	勤務成績が良好で、かつ、昇格基準に達している場合は、その者の資格に応じて、上位の級に昇格させることができる。
賞与:勤勉手当(査定分)	基準日(6月1日及び12月1日)以前6か月以内の期間における、勤務評定の結果等を踏まえ、勤務成績に応じた支給割合(成績率)を適切に反映させる。

ウ 平成18年度における給与制度の主な改正点

平成18年度から実施された国家公務員の給与構造改革を踏まえた給与制度の見直しを行い、基本給について現給保障を行った上で、平均4.8%程度の引き下げを行った。

特別都市手当について、国家公務員の基準を参考に支給地域及び支給割合の改定及び異動保障額の見直しを行った。

基本給の調整額について、基本給表の水準引き下げと整合性をとるために、国家公務員の基準を参考に基本給の調整額の見直しを行った。

2 職員給与の支給状況

職種別支給状況

区分	人員	平均年齢	平成18年度の年間給与額(平均)			
			総額	うち所定内	うち通勤手当	うち賞与
常勤職員	人 1,722	歳 44.6	千円 7,021	千円 5,067	千円 54	千円 1,954
事務・技術	人 396	歳 43.2	千円 5,652	千円 4,119	千円 74	千円 1,533
教育職種 (大学教員)	人 826	歳 48.8	千円 8,710	千円 6,238	千円 48	千円 2,472
医療職種 (病院医師)	人 該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円
医療職種 (病院看護師)	人 342	歳 37.4	千円 4,964	千円 3,628	千円 41	千円 1,336

技能・労務職種	人	歳	千円	千円	千円	千円
	18	47.9	5,238	3,817	86	1,421
教育職種 (附属高校教員)	人	歳	千円	千円	千円	千円
	20	42.8	7,286	5,343	67	1,943
教育職種 (附属義務教育学校 教員)	人	歳	千円	千円	千円	千円
	43	41.8	6,943	5,099	54	1,844
医療職種 (病院医療技術職員)	人	歳	千円	千円	千円	千円
	68	40.4	5,419	3,947	52	1,472
その他医療職種 (医療技術職員)	人	歳	千円	千円	千円	千円
	7	49.6	5,789	4,197	57	1,592
その他医療職種 (看護師)	人	歳	千円	千円	千円	千円
	2	-	-	-	-	-

再任用職員	人	歳	千円	千円	千円	千円
	2	-	-	-	-	-
事務・技術	人	歳	千円	千円	千円	千円
	2	-	-	-	-	-

非常勤職員	人	歳	千円	千円	千円	千円
	94	42.7	4,003	2,983	60	1,020
事務・技術	人	歳	千円	千円	千円	千円
	29	49.9	3,600	2,695	81	905
教育職種 (大学教員)	人	歳	千円	千円	千円	千円
	12	41.6	5,822	4,308	36	1,514
医療職種 (病院看護師)	人	歳	千円	千円	千円	千円
	17	28.9	3,781	2,803	29	978
技能・労務職種	人	歳	千円	千円	千円	千円
	20	56.4	3,937	2,948	65	989
医療職種 (病院医療技術職員)	人	歳	千円	千円	千円	千円
	16	28.3	3,684	2,743	66	941

注1: 常勤職員については、在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。

注2: 在外職員及び任期付職員は該当者がいないために表の作成を省略した。

注3: 常勤職員の「その他医療職種(看護師)」及び「再任用職員」については、該当者が2人以下のために数値の記載を省略した。

注4: 常勤職員の「教育職種(附属高校教員)」とは、附属養護学校教員をいう。

注5: 常勤職員の「教育職種(附属義務教育学校教員)」とは、附属中学校教員及び附属幼稚園教員をいう。

注6: 常勤職員の「その他医療職種(医療技術職員)」とは、病院以外に勤務する臨床検査技師をいう。

注7: 常勤職員の「その他医療職種(看護師)」とは、病院以外に勤務する看護師をいう。

注8: 再任用職員については、「教育職種(大学教育)」、「医療職種(病院医師)」及び「医療職種(病院看護師)」は該当者がいないため表の作成を省略した。

注9: 非常勤職員については、「医療職種(病院医師)」は該当者がいないため表の作成を省略した。

注10: 非常勤職員の「技能・労務職種」とは、用務員、看護助手、教務助手、薬剤助手、電話交換手及び自動車運転手をいう。

[年俸制適用者]

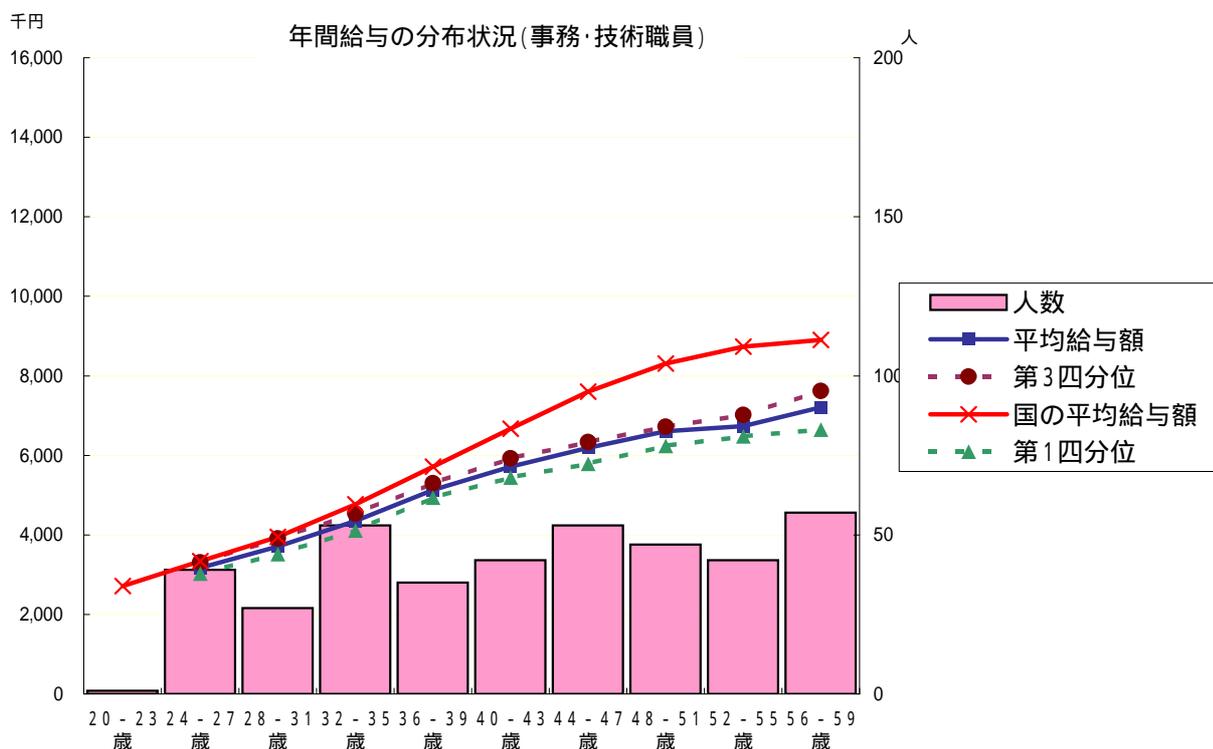
区分	人員	平均年齢	平成18年度の年間給与額(平均)			
			総額	うち所定内		うち賞与
				うち通勤手当		
任期付職員(年俸制)	人	歳	千円	千円	千円	千円
	3	57.2	7,246	7,246	46	0
教育職種 (大学教員)	人	歳	千円	千円	千円	千円
	3	57.2	7,246	7,246	46	0

注1: 常勤職員、在外職員、再任用職員及び非常勤職員は該当者がいないため表の作成を省略した。

注2: 任期付職員(年俸制)については、「事務・技術」、「医療職種(病院医師)」及び「医療職種(病院看護師)」は該当者がいないため表の作成を省略した。

年間給与の分布状況(事務・技術職員 / 教育職員(大学教員) / 医療職員(病院看護師))
〔在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。以下、 まで同じ。〕

(事務・技術職員)

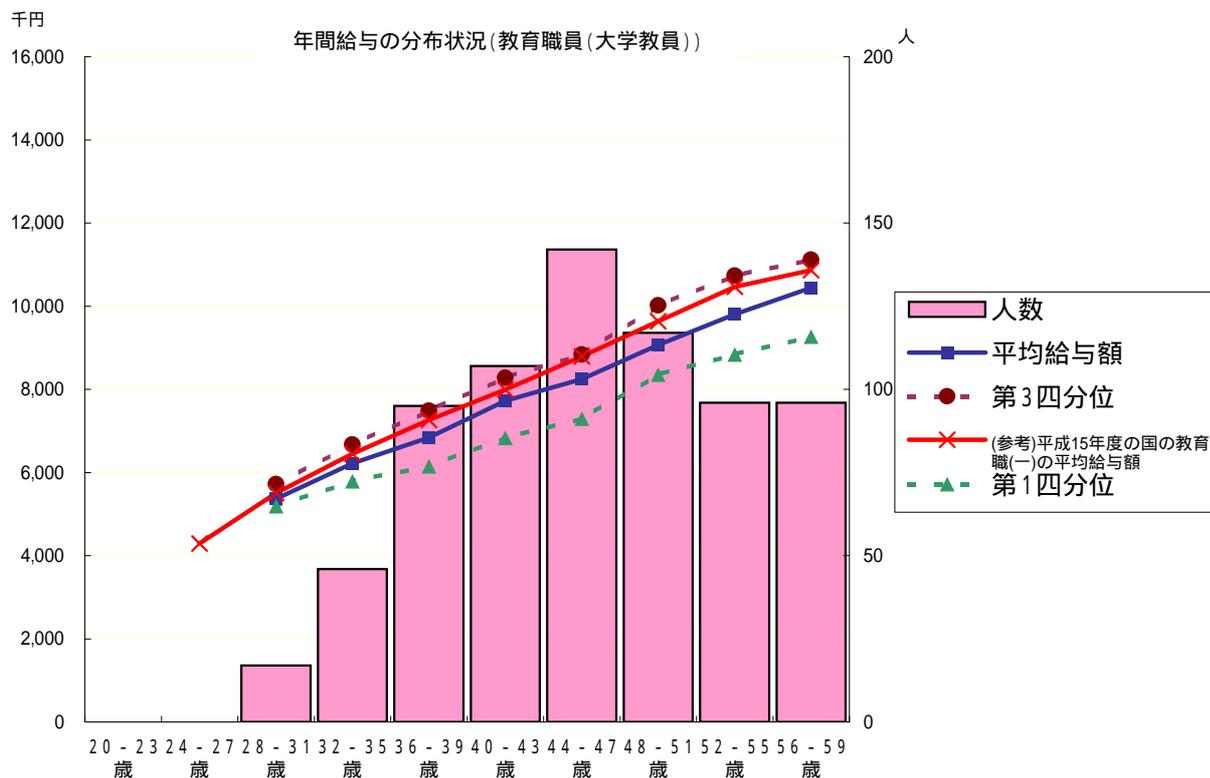


注: の年間給与額から通勤手当を除いた状況である。以下、 まで同じ。

注: 20 - 23歳の年齢階層については、該当者が2人以下のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、平均給与額、第1四分位及び第3四分位の折れ線グラフの表示を省略している。

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位	平均	四分位	
			第1分位		第3分位	
		人	歳	千円	千円	千円
部長	6	54.2	9,089	9,797	10,389	
課長	21	54.5	7,525	7,941	8,097	
課長補佐	43	53.5	6,645	6,853	7,134	
係長	154	47.7	5,772	6,152	6,555	
主任	79	41.2	4,564	5,102	5,610	
係員	93	29.5	3,201	3,637	4,083	

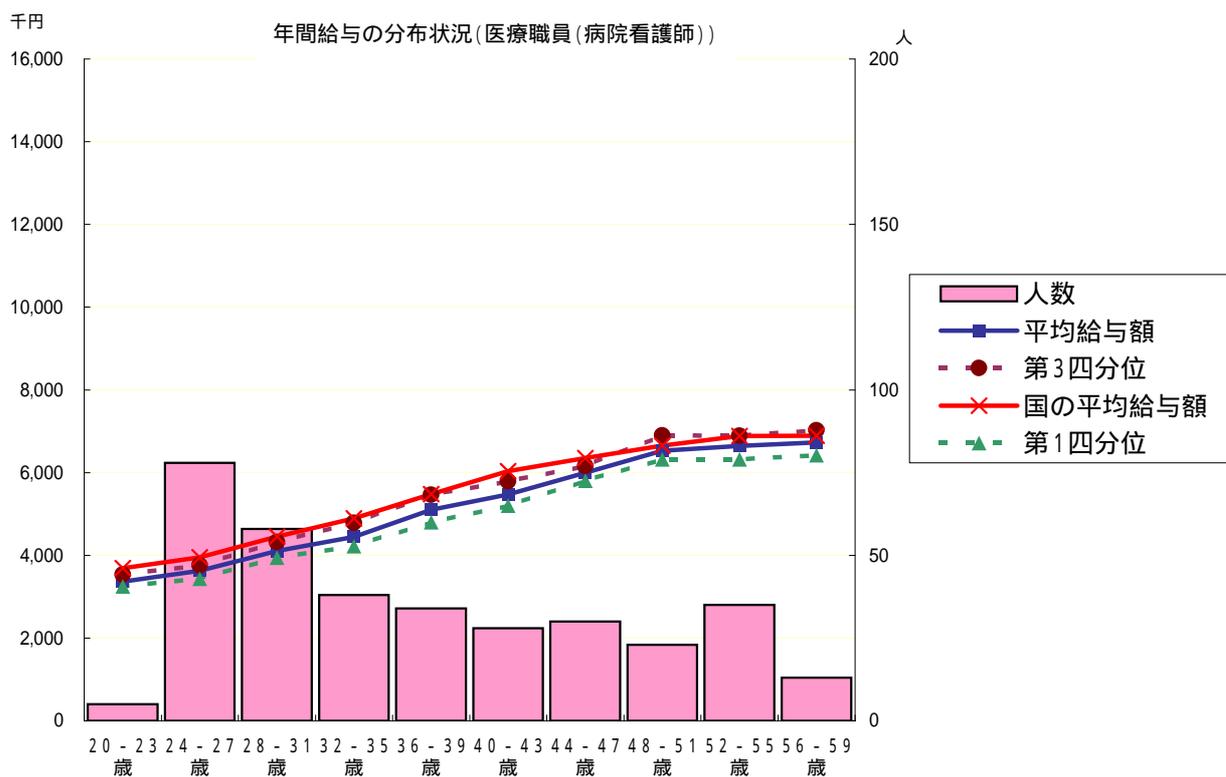
(教育職員(大学教員))



分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位		平均	四分位	
			第1分位	第3分位		第1分位	第3分位
教授	321	55.4	9,862	10,472	11,085		
准教授	258	46.6	7,830	8,246	8,805		
講師	75	45.8	7,104	7,653	8,340		
助教	171	41.0	5,934	6,360	6,827		
教務職員	1	-	-	-	-		

注:教務職員については、該当者が2人以下のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、平均年齢、第1分位、第3分位及び平均額の数値の記載を省略している。

(医療職員(病院看護師))



分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位	
			第1分位	第3分位
看護部長	1	-	-	-
副看護部長	3	53.2	-	-
看護師長	29	51.9	6,697	7,021
副看護師長	68	45.1	5,479	6,485
看護師	241	33.2	3,669	4,878

注1:看護部長については、該当者が2人以下のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、平均年齢、第1分位、第3分位及び平均額の数値の記載を省略している。

注2:副看護部長については、該当者が4人以下のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、第1分位及び第3分位の数値の記載を省略している。

職級別在職状況等(平成19年4月1日現在)(事務・技術職員 / 教育職員(大学教員) / 医療職員(病院看護師))

(事務・技術職員)

区分	計	9級	8級	7級	6級	5級	4級	3級
標準的な職位		事務局長	事務局長 部長	部長	課長	課長 副課長 技術専門員	副課長 係長 技術専門員	係長 主任 技術専門員
人員 (割合)	396人	該当者なし (%)	該当者なし (%)	5人 (1.3%)	6人 (1.5%)	25人 (6.3%)	60人 (15.2%)	189人 (47.7%)
年齢(最高～最低)				59歳	59歳	59歳	59歳	59歳
所定内 給与年額(最高～最低)				47千円 7,621	46千円 6,972	39千円 5,936	42千円 5,322	34千円 5,119
年間給与額(最高～最低)				10,656千円 9,089	9,526千円 8,528	8,097千円 6,659	7,357千円 5,714	6,952千円 4,438

区分	計	2級	1級
標準的な職位		主任 係員 技術職員	係員 技術職員
人員 (割合)		70人 (17.7%)	41人 (10.4%)
年齢(最高～最低)		47歳	29歳
所定内 給与年額(最高～最低)		27千円 3,616	23千円 2,620
年間給与額(最高～最低)		2,368千円 4,823	1,912千円 3,473
		3,237	2,627

(教育職員(大学教員))

区分	計	5級	4級	3級	2級	1級
標準的な職位		教授	准教授	講師 准教授	助教 助手	教務職員
人員 (割合)	826人	321人 (38.9%)	256人 (31.0%)	77人 (9.3%)	171人 (20.7%)	1人 (0.1%)
年齢(最高～最低)		64歳	64歳	64歳	64歳	-歳
所定内 給与年額(最高～最低)		9,691千円	7,827千円	6,644千円	5,629千円	-千円
年間給 与額(最高～最低)		13,411千円	10,419千円	9,194千円	7,612千円	-千円
		7,882	5,845	5,094	4,044	-

注：1級については、該当者が1人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、数値の記載を省略している。

(医療職員(病院看護師))

区分	計	7級	6級	5級	4級	3級	2級	1級
標準的な職位		看護部長	看護部長	副看護部長	看護師長 副看護部長	副看護師長 看護師長	看護師 助産師	准看護師
人員 (割合)	342人	該当者なし (%)	1人 (0.3%)	3人 (0.9%)	29人 (8.5%)	68人 (19.9%)	241人 (70.5%)	該当者なし (%)
年齢(最高～最低)		-歳	-歳	57歳	58歳	57歳	59歳	-歳
所定内 給与年額(最高～最低)		-千円	-千円	5,926千円	5,351千円	5,062千円	4,723千円	-千円
年間給 与額(最高～最低)		-千円	-千円	4,696千円	4,158千円	3,367千円	2,360千円	-千円
		-	-	7,998	7,434	6,966	6,497	-
		-	-	6,641	5,881	4,673	3,246	-

注：6級については、該当者が1人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、数値の記載を省略している。

賞与(平成18年度)における査定部分の比率(事務・技術職員 / 教育職員(大学教員) / 医療職員(病院看護師))

(事務・技術職員)

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	58.3%	59.9%	59.1%
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	41.7%	40.1%	40.9%
	最高～最低	45.7～32.6%	41.9～38.4%	42.6～35.8%
一般職員	一律支給分(期末相当)	66%	69%	67.6%
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	34%	31%	32.4%
	最高～最低	36.7～31.0%	33.6～28.4%	35.1～29.8%

(教育職員(大学教員))

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	% 57.2	% 61.3	% 59.3
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 42.8	% 38.7	% 40.7
	最高～最低	% 45.7～33.0	% 41.9～30.1	% 43.7～31.5
一般職員	一律支給分(期末相当)	% 65.9	% 68.9	% 67.5
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 34.1	% 31.1	% 32.5
	最高～最低	% 45.3～30.8	% 41.5～28.6	% 43.3～29.9

(医療職員(病院看護師))

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	% -	% -	% -
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% -	% -	% -
	最高～最低	% - ~ -	% - ~ -	% - ~ -
一般職員	一律支給分(期末相当)	% 65.5	% 68.6	% 67.1
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 34.5	% 31.4	% 32.9
	最高～最低	% 36.7～32.0	% 33.6～29.0	% 35.1～30.5

注：管理職員については、該当者が2人以下のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、内容の記載を省略している。

職員と国家公務員及び他の国立大学法人等との給与水準(年額)の比較指標(事務・技術職員 / 教育職員(大学教員) / 医療職員(病院看護師))

対国家公務員(行政職(一))

83.6

対国家公務員(医療職(三))

93.5

対他の国立大学法人等(事務・技術職員)

96.2

対他の国立大学法人等(教育職員(大学教員))

94.3

対他の国立大学法人等(医療職員(病院看護師))

96.5

注1: 当法人の年齢別人員構成をウエイトに用い、当法人の給与を国の給与水準(「対他の国立大学法人等」においては、すべての国立大学法人等を一つの法人とみなした場合の給与水準)に置き換えた場合の給与水準を100として、法人が現に支給している給与費から算出される指数をいい、人事院において算出

給与水準の比較指標について参考となる事項

教育職員(大学教員)の平成15年度の国の教育職(一)との比較指標 94.9

総人件費について

区 分	当年度 (平成18年度)	前年度 (平成17年度)	比較増 減	中期目標期間開始時(平 成16年度)からの増 減
	千円	千円	千円 (%)	千円 (%)
給与、報酬等支給総額 (A)	15,046,519	15,258,942	212,423 (1.4)	261,458 (1.7)
退職手当支給額 (B)	2,094,614	1,968,356	126,258 (6.4)	420,756 (25.1)
非常勤役職員等給与 (C)	3,216,092	2,656,391	559,701 (21.1)	539,068 (20.1)
福利厚生費 (D)	2,235,183	2,208,632	26,551 (1.2)	67,770 (3.1)
最広義人件費 (A + B + C + D)	22,592,408	22,092,321	500,087 (2.3)	766,136 (3.5)

注:「非常勤役職員等給与」においては、寄附金、受託研究費その他競争的資金等により雇用される職員に係る費用及び人材派遣契約に係る費用等を含んでいるため、財務諸表附属明細書の「17役員及び教職員の給与の明細」における非常勤の合計額と一致しない。

総人件費について参考となる事項

「給与、報酬等支給額」については、平成18年度から実施された国家公務員の給与構造改革を踏まえた給与制度の見直しを行い、対前年度比 1.4%(212,423千円)を削減した。

「最広義人件費」については、定年退職を含む退職者が前年度に比べると 4.3%(7名)減であったが、在職年数の長い退職者が多かったため「退職手当支給額」は対前年度比6.4%(126,258千円)の増加となった。また、「非常勤役職員等給与」については、看護師・医療技術職員の待遇改善及び増員、医員の増員、業務委託の増加に伴う派遣職員の増員並びに賞与引当金の繰入により対前年度比21.1%(559,701千円)となり、結果として、最広義人件費は対前年度比3.5%(766,136千円)の増加となった。

今後の人件費削減の取組としては、「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)において示された総人件費改革の実行計画を踏まえ、平成17年度の常勤役員報酬(基本給、諸手当)及び常勤職員給与(基本給、諸手当、超過勤務手当)に係る人件費予算相当額について、平成21年度までに概ね4%の削減を図ることとしている。

なお、平成18年度における人件費削減の進捗状況については、基準年度(平成17年度)の給与、報酬等支給総額は、15,258,942千円であり、平成18年度の給与、報酬等支給総額は、15,046,519千円であることから、基準年度から平成18年度までの人件費削減率は 1.4%である。

また、平成17年度の「人件費予算相当額」は、15,893,367千円であり、平成18年度の人件費の削減率(対人件費予算相当額)は、 5.3%である。

法人が必要と認める事項

特になし